

山梨県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、山梨県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は「山梨県地域両立支援推進チーム」（以下「本会議」という。）とする。

3 議事

本会議は1の目的を達成するため、次の事項を協議・推進する。

- (1) 長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ労働者及び求職者の治療と仕事の両立支援及びその推進に係る事項。なお、長期にわたる治療等が必要な疾病の範囲は山梨県の実情を踏まえ必要に応じ定める。
- (2) 関係機関・団体等との連絡、連携、調整及び情報交換に関する事項
- (3) その他必要な事項

4 組織・運営等

- (1) 本会議は、長期療養労働者支援担当専門家会議（以下「専門家会議」という。）長期療養者就職支援担当者連絡協議会（以下「協議会」という。）、難病患者就労支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）とからなり、山梨労働局長が別紙の構成員又は専門家（以下「参集者」という。）の参集を求めて開催する。
- (2) 専門家会議は、長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ労働者に対して治療と仕事の両立支援を図るため、長期療養労働者支援担当専門家会議設置要綱（別添1）に基づき運営する。
- (3) 協議会は、長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業を円滑に実施するため、長期療養者就職支援担当者連絡協議会設置要綱（別添2）に基づき運営する。
- (4) 支援連絡協議会は、難病患者であって就労を希望する者に対する支援のニーズが高まる中、公共職業安定所と地域の関係機関の連携を強化するとともに、難病患者の雇用促進を図るため、難病患者就職支援連絡協議会設置要綱（別添3）に基づき運営する。
- (5) 本会議には座長1名を置き、座長は議事を整理する。座長は参集者の互選により選出する。座長は専門家会議、協議会又は支援連絡協議会の座長を兼務することができる。
- (6) 本会議に、座長を補佐し議事の整理を補助する者として、副座長を若干名置くことができる。副座長は、座長が指名する。副座長は専門家会議、協議会又は支援連絡協議会の副座長を兼務することができる。
- (7) 本会議には必要に応じ、別紙の参集者以外の学識経験者・実務経験者・患者・家族会等の関係者の参集を依頼できるものとする。また、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。
- (8) 本会議の事務は山梨労働局労働基準部健康安全課において行う。
- (9) この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が山梨労働局労働基準部健康安全課と協議の上定める。

5 設置期間

本会議の設置は平成29年9月7日から当面5年を目途とする。

参集者

山梨県長期療養労働者支援担当専門家会議（専門家会議）

専門家

- (1) 使用者団体の推薦者
- (2) 労働組合の推薦者
- (3) 一般社団法人山梨県医師会
- (4) 山梨県衛生主管部（局）
- (5) 地域の中核の医療機関の両立支援担当部署
- (6) 独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター
- (7) 山梨県社会保険労務士会の推薦者
- (8) 公益社団法人日本医療社会福祉協会の推薦者
- (9) 一般社団法人日本産業カウンセラー協会の推薦者
- (10) 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会の推薦者
- (11) その他、必要に応じ、両立支援に先進的に取り組む企業、医療機関、県内の大学等の有識者、若年性認知症支援コーディネーター等自治体等に設置する疾病を抱える労働者の支援を行う者

長期療養者就職支援担当者連絡協議会（協議会）

構成員

- (1) 連携先となる拠点病院（長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業を円滑に実施するため、がん又は肝疾患等の診療連携拠点病院）における相談支援業務の担当責任者
- (2) 地方公共団体の担当者
- (3) 労働局職業安定部長、職業安定課長又は職業対策課長
- (4) 実施安定所（長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業（以下「本事業」という。）を実施する公共職業安定所）の長、本事業の運営管理の中核となる職員及び就職支援ナビゲーター（長期療養者支援分）
- (5) その他関係機関（事業主団体、本事業の連携推進先以外の拠点病院、地域の医師会・産業医の代表者、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者就業センター及び患者会・家族会等）

難病患者就労支援連絡協議会（支援連絡協議会）

構成員

- (1) 山梨県難病相談・支援センターの担当者
- (2) 地方公共団体の担当者
- (3) 保健所の担当者
- (4) 労働局職業安定部職業対策課長及び担当者
- (5) 公共職業安定所の担当職員及び難病患者就職サポーター
- (6) 障害者就業・生活支援センターの担当者
- (7) その他関係機関（支援団体、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部山梨障害者職業センター等の担当者）

山梨県長期療養労働者支援担当専門家会議設置要綱

1 目的

山梨県内の実情に応じた、長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ労働者に対する治療と仕事の両立を図るため、関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携及び促進を図ることを目的とする。

2 疾病の範囲

長期にわたる治療等が必要な疾病は、県内の中核となる医療機関等の整備等の状況を踏まえ、当面の間以下のとおりとする。なお、必要に応じて疾病を追加することができる。

- (1) がん
- (2) 肝疾患
- (3) 脳・心臓疾患
- (4) 糖尿病、慢性腎臓病（CKD）
- (5) 難治性疾患（難病）
- (6) 不妊

3 構成・運営等

- (1) 専門家会議は山梨労働局長が別紙の学識経験者・実務経験者・実務担当者（以下「参集者」という。）の参集を求めて開催する。
- (2) 専門家会議には座長 1 名を置き、座長は議事を整理する。座長は参集者の互選により選出する。
- (3) 専門家会議に、座長を補佐し議事の整理を補助する者として、副座長を若干名置くことができる。副座長は、座長が指名する。
- (4) 専門家会議には必要に応じ、別紙の参集者以外の学識経験者・実務経験者・実務担当者・患者・家族会等の関係者の参集を依頼できるものとする。また、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。
- (5) 専門家会議の事務は山梨労働局労働基準部健康安全課において行う。
- (6) 専門家会議の議事は原則公開とする。ただし、個人情報、個別企業等に係る案件を取り扱うときは非公開とする。
- (7) この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が山梨労働局労働基準部健康安全課と協議の上定める。

4 議事等

専門家会議においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- (1) 両立支援に係る参集者又は参集者の属する各機関の取組の実施状況等の確認・共有について
- (2) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先一覧作成・更新について
- (3) 両立支援コーディネーターの活動・周知方法等について
- (4) 医療情報等の共有の方法・範囲等について
- (5) 企業・患者（主に医療機関で患者に配布するもの）・自治体窓口向け周知・啓発用パンフレット等の作成・更新について

- (6) 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット、山梨産業保健総合支援センターのホームページ等を活用した両立支援の周知・啓発 について
- (7) その他必要に応じ地域独自の取組等について

5 設置期間及び開催

専門家会議の設置は平成 29 年 9 月 7 日から当面 5 年を目途とする。また、専門家会議は毎年度 7 月を目途に開催するとともに、以降随時必要に応じて開催する。

6 秘密保持義務

専門家会議の構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

長期療養者就職支援担当者連絡協議会設置要綱

1 目的

長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業を円滑に実施するため、がん又は肝疾患等の診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、地方公共団体、本事業を実施する労働局及び公共職業安定所（以下「実施安定所」という。）等の関係機関により構成する「長期療養者就職支援担当者連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置することにより、当該関係機関によるネットワークを構築し、相互の取組みについての理解促進、情報共有を図るとともに、長期療養者の就職支援に係る具体的な連携事項等についての協議を行う。

2 構成員

協議会の構成員は次を基本としつつ、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて追加等を行って差し支えない。

- (1) 連携先となる拠点病院における相談支援業務の担当責任者
- (2) 地方公共団体の担当者
- (3) 労働局職業安定部長、職業安定課長又は職業対策課長
- (4) 実施安定所の長、本事業の運営管理の中核となる職員及び就職支援ナビゲーター（長期療養者支援分）
- (5) その他関係機関

なお、その他関係機関として考えられるのは、事業主団体、本事業の連携先以外の拠点病院、地域の医師会・産業医の代表者、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業センター及び患者会・家族会等である。

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 事業の周知・広報に係る具体的事項について
 - ア 連携先の拠点病院その他関係機関に対する実施安定所の利用案内リーフレット等の配布
 - イ 実施安定所の見学会の実施
 - ウ 拠点病院利用者に対する周知・広報
 - エ 事業主に対する周知・広報
- (2) 情報収集・情報共有の実施に係る具体的事項について
 - ア 関係機関が行う長期療養者の就職支援に関する事項
 - イ 地域の長期療養者に対する医療・生活支援関連サービスに関する事項
 - ウ 地域の求人動向や長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者等の仕事と治療の両立支援に取り組む事業所、難病患者の雇用に積極的に取り組む事業所、多様な働き方に関する制度（短時間正社員制度、短時間勤務制度、在宅勤務制度（テレワーク等を含む。）等）のある事業所、パートタイム労働者と正社員との均衡処遇を行っている事業所等に関する事項
 - エ その他、長期療養者の就職支援に必要な事項
- (3) 連携による就職支援策の実施に係る具体的事項について
 - ア 実施安定所の長期療養者職業相談窓口における個別支援の実施方法

イ 連携先の拠点病院における出張相談の実施方法

(4) 本事業の実施状況、課題・問題点、改善が必要な事項等について

4 協議会の開催

協議会は、毎年度当初に開催するとともに、以降随時、必要に応じて開催する。

5 秘密保持義務

協議会の構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

6 庶務

協議会の庶務は、都道府県労働局職業安定部又は実施安定所が行う。

平成 28 年度 長期療養者就職支援担当者連絡協議会構成機関名簿

所属機関名	郵便番号	所在地	電話番号
山梨県産業労働部労政雇用課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1562
山梨県福祉保健部健康増進課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1497
地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	400-8506	甲府市富士見 1-6-1	055-253-7111
市立甲府病院	400-0832	甲府市増坪町 366	055-244-1111
甲府公共職業安定所	400-8501	甲府市住吉 1-17-5	055-232-6060
山梨労働局職業安定部職業安定課	400-8577	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2857

難病患者就労支援連絡協議会設置要綱

1. 目的

近年、公共職業安定所における難治性疾患患者、いわゆる難病患者の新規求職申込件数は増加し、難病患者であっても就労を希望する者に対する支援のニーズが高まってきている。

一方、地域においては、関係機関が難病患者・家族等に対し、療養、日常生活、就労等に関する相談・援助、情報提供を実施しており、就労に関する相談等については、安定所との連携を図ってきたところである。

このような状況を踏まえ、安定所と地域の関係機関の連携を強化するとともに、難病患者の雇用促進を図ることを目的として、難病患者就労支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）を設置する。

2. 構成員等

支援連絡協議会の構成員は、次に掲げる者によって構成されるものとする。

- (1) 山梨県難病相談・支援センターの担当者
- (2) 地方公共団体の担当者
- (3) 保健所の担当者
- (4) 労働局職業安定部職業対策課長及び担当者
- (5) 公共職業安定所の担当職員及び難病患者就職サポーター
- (6) 障害者就業・生活支援センターの担当者
- (7) その他関係機関（支援団体、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部山梨障害者職業センター等の担当者）

3. 協議事項

支援連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 関係機関との連携による難病患者の就労支援に関する情報収集及び情報提供の方法並びに体制の構築
- (2) 地域の関係機関を利用する難病患者に対する安定所の利用促進
- (3) 安定所の利用者に対する関係機関の利用勧奨
- (4) 安定所からの出張相談、就労支援セミナーの実施等、関係機関と連携した就職支援施策の実施
- (5) その他難病患者の就労支援に関し必要な事項

4. 協議会の活動

- (1) 支援連絡協議会は、年1回以上開催する。
- (2) 支援連絡協議会の構成員等は、関係機関との連携を図るために各種検討・討議・調整等を協議会において行うだけでなく、これを日常的にも密接に行うよう努めるものとする。

5. 秘密保持義務

支援連絡協議会の構成員等は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

6. 庶務

支援連絡協議会の庶務は山梨労働局職業安定部職業対策課が担当する。

7. 附則

この要領は、平成 27 年 9 月 14 日から施行する。